

令和6年改正民法をふまえた、「離婚の相談対応実務」がわかる1冊。

共同親権
監護の分掌
養育費
親子交流



離婚相談

元仙台家庭裁判所長 秋武憲一 著

2026年7月刊 A5判 256頁 定価3,630円(本体3,300円)
978-4-8178-5073-7 商品番号:41032 略号:離婚相

『離婚調停』の著者が、いちばんやさしく解説!



協議離婚の相談に自信を持って応えられる、常備しておきたい必携の書。

「令和6年民法改正」を基本から解説

「共同親権（選択的共同親権）」の導入、離婚後の監護の分掌、親の責務に関する明文化、新設された「法定養育費」制度のしくみなど、最新の法改正のポイントを実務に落とし込んでわかりやすく解説。Q&Aや用語解説で理解が深まる。

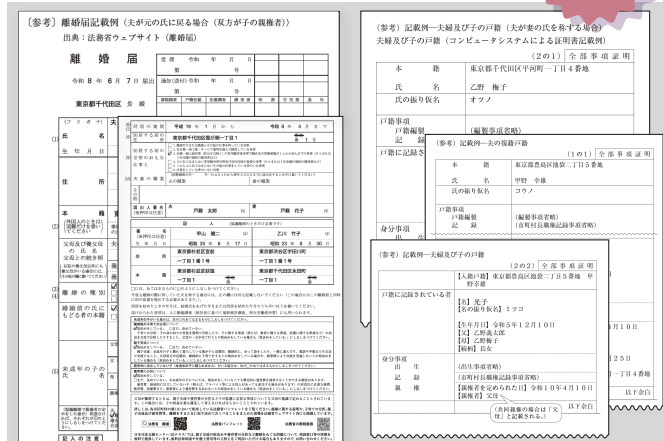
用語解説 「親権」という言葉の意味

親権は親の権利を意味します。しかも、親権者となるのは子どもを監護養育します。そのため、親権については、監護養育するために、子どもに対していろいろなことをもつとめる権利であると考えられがちです。しかし、すでに説明したように、親権は、親の子どもに対する義務を中

内容
見本

実務ですぐに使える！ 図表や記載例を収録

内容
見本



- 令和8年4月1日からの離婚届や戸籍の記載例
- 離婚のしくみが一目でわかるフローチャート
- 養育費・婚姻費用の算定方法 etc……

Q&A形式でわかりやすい!

注目
Q&A

具体的な質問から、傾聴の心構えまで、元家庭裁判所長だからこそ伝えられる実践的な知見とノウハウを凝縮。相談対応者のリアルな悩みをQ&A形式で解きほぐく。

- Q. 離婚の相談窓口で、「離婚したら行政から生活費が支給されるのですか」と聞かれましたが、どのように対応したらよいのでしょうか。
- Q. 法定養育費はいつまで請求できるのですか。
- Q. 親権者がきまらないまま協議離婚した場合、親権者がきまるまでの子どもの監護養育は父母のどちらが行うのですか。
- Q. 協議離婚して共同親権にしましたが、私が子どもの監護者になり、子どもと同居しています。子どもの名字(氏)を私と同じにしたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。
- Q. 離婚した際、子どもについて共同親権としましたが、再婚することになったので、共同親権の子どもと再婚相手を養子縁組したいと思います。どのような手続きをしたらよいのでしょうか。
- Q. 協議離婚をする際、2人で親権者について協議できなかったため、親権者の指定をもとめる家事審判の申立てをして離婚届を提出したいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。

収録内容

- | | | |
|----------------|----------------|------------------|
| 序 はじめに | 第3章 婚姻費用 | 第7章 財産分与 |
| 第1章 離婚のしくみと法制度 | 第4章 養育費 | 第8章 年金分割 |
| — 民法改正対応 | 第5章 親子交流(面会交流) | 第9章 離婚に関するその他の問題 |
| 第2章 離婚手続と戸籍 | 第6章 離婚と親権 | 第10章 離婚をめぐる紛争の |
| — 氏の変更の基本 | (共同親権、監護の分掌等) | 解決機関と利用方法 |

日本加除出版

〒112-8544 東京都文京区関口2丁目3番3号
目白坂STビル2階・3階

営業部

TEL:03-3953-5642
FAX:03-6835-7003

営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

X(旧 Twitter) @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP